

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第3号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 市設建築物（一般施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに係る事務

所管所属：大阪港湾局

通知を受けた日：令和5年8月8日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>市設建築物の法定点検項目の漏れについて是正及び改善を求めたもの</p> <p>監査対象施設の市設建築物データベースの登録状況と法定点検実施状況を確認したところ、2突基地、鶴町基地において法定点検（官公法準拠）を実施していないものが検出された。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 大阪港湾局は、監査により検出された法定点検漏れの項目について、速やかに点検を行うこと。</p> <p>2. 大阪港湾局は、管理する全ての市設建築物について、法定点検項目に漏れがないことをチェックする体制を構築し、それを活用して再確認すること。また、漏れが検出された場合は速やかに点検を行うこと。</p> <p>3. 大阪港湾局は、法定点検に漏れのあったものについて、再発防止に資するためにデータベースに登録するなど、局内で注意喚起すること。</p>	<p>1. 点検が未実施であった2突基地及び鶴町基地の建築設備点検について、令和4年12月21日に実施を完了した。 今後は局内の直営体制による法定点検に組み込み、毎年、欠かすことなく点検を継続することにより、施設の安全安心を確保する。</p> <p>2. 管理する全ての市設建築物の法定点検について、実施漏れを確認するため、法定点検の対象の可否と実施の有無についてチェックリスト作成と施設所管課による確認の体制を構築し、令和5年7月14日までに再確認を実施し、再確認の結果、点検漏れは検出されなかった。</p> <p>3. 点検が未実施であった2突基地及び鶴町基地について、チェックリストに点検完了年度を登録した。また、今後は工務課が年1回チェックリストの更新を行うよう施設所管課に注意喚起する仕組みを構築した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和4年12月21日</p> <p>令和5年7月14日</p> <p>令和5年7月14日</p>
2	<p>法定点検等の責任分担の明確化について改善を求めたもの</p> <p>監査対象施設の法定点検等の実施状況を確認したところ、借主が建築物の法定点検等を実施しているものの、大阪港湾局所管の大阪港湾労働者福祉センター、大阪第2港湾労働者福祉センターの市有財産使用貸借契約書において、法定点検等を借主が実施するという記載はなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>大阪港湾局は、所管する施設の維持管理を確実に実施するため、今後の市有財産の貸付契約の締結に当たっては、法定点検等に係る本市と契約の相手方の責任分担を明確化する観点から、契約書に法定点検にかかる責任分担を明記するためのルール作りを速やかに行うこと。</p>	<p>局内の関係各課へ契約書に法定点検等にかかる責任分担を明記する旨の通知について、令和4年12月28日付けで発出した。</p> <p>なお、法定点検に係る本市と相手方との責任分担の記載がなかった大阪港湾労働者福祉センター及び大阪第2港湾労働者福祉センターの市有財産使用貸借契約書については、令和5年度の契約書から本市と相手方との責任分担を明記する。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和4年12月28日</p>

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>修繕や改修等に関する優先順位付けの考え方の明確化について改善を求めたもの</p> <p>大阪港湾局の個別施設計画では、優先順位付けについて、「経過年数や劣化状況、不具合の程度を踏まえ、修繕や更新等を行う施設や時期を総合的に判断」と記載しているが、修繕や改修等に関する優先順位付けの考え方が明確に示されていないかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 大阪港湾局は、これまでの個別施設計画の運用の中で得られた知見、データ等を集約、分析し、修繕や改修等の優先順位付けの考え方を明確化すること。 大阪港湾局は、明確化した優先順位付けの考え方を個別施設計画に反映すること。 大阪港湾局は、今後蓄積される知見、データを基にして、継続的に優先順位付けの考え方の見直しを実施することが出来るような仕組みを構築すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 市設建築物の修繕や改修等の優先順位付けの考え方について、劣化度と重要度の2つの項目をもとに評価できるように明確化した。 劣化度と重要度の2つの項目をもとに評価する優先順位付けの考え方について、令和5年6月28日に個別施設計画に反映した。 明確化した優先順位付けの考え方をもとに市設建築物を維持管理する中で、優先順位付けの考え方の妥当性を都度見直したり、定期的に見直されるよう、工務課の引き継ぎ書に個別施設計画の進捗管理と継続的な優先順位付けの考え方の見直しを施設所管課に注意喚起することを記載し、局内で見直しが継続する仕組みを構築した。 	措置済	令和5年6月28日